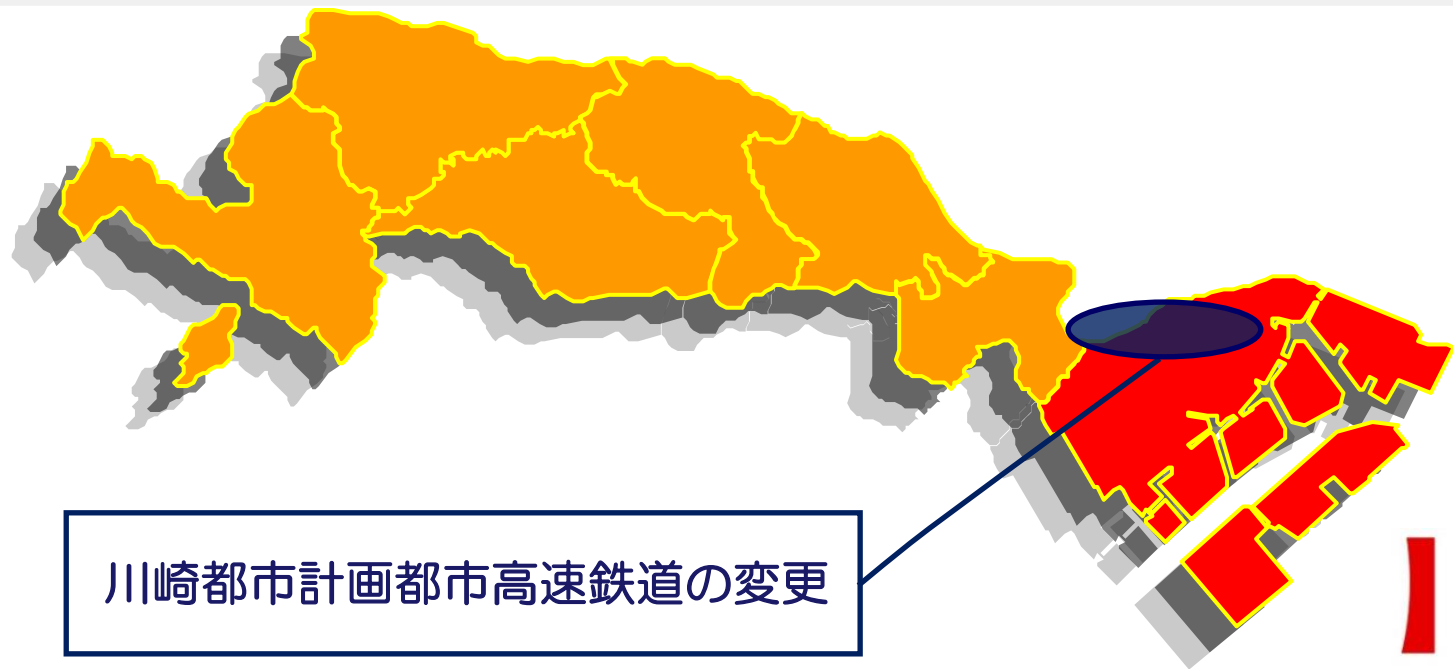


川崎都市計画素案説明会

川崎都市計画都市高速鉄道の変更（京浜急行大師線）



KAWASAKI CITY

日時：令和8年5月25日（月）午後7時～午後8時30分

場所：川崎市本庁舎2階ホール

1 事業の背景

2 事業の取組状況

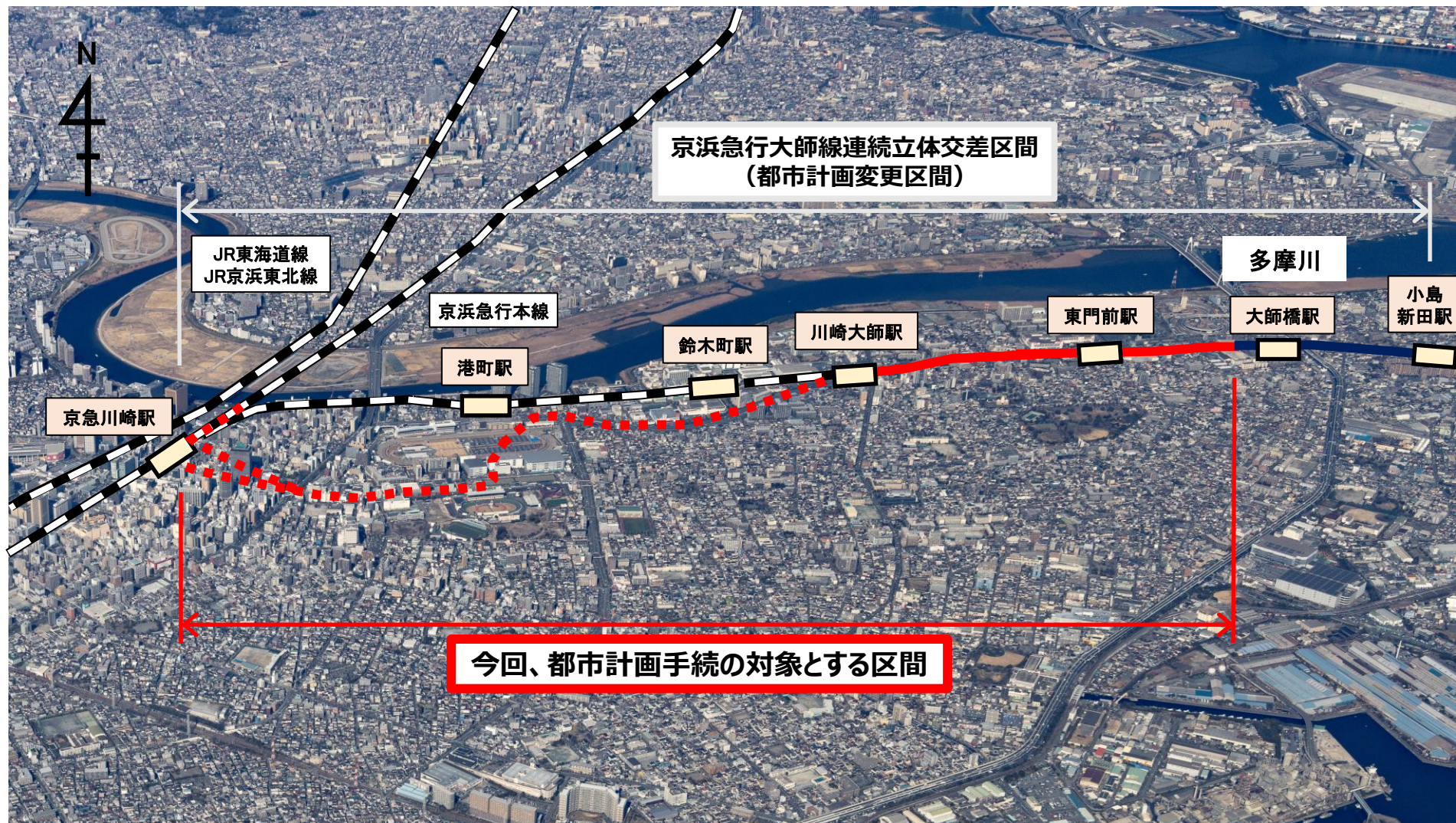
3 都市計画素案

4 今後の都市計画手続

1 事業の背景

- (1) 周辺の状況
- (2) 事業概要
- (3) これまでの経緯

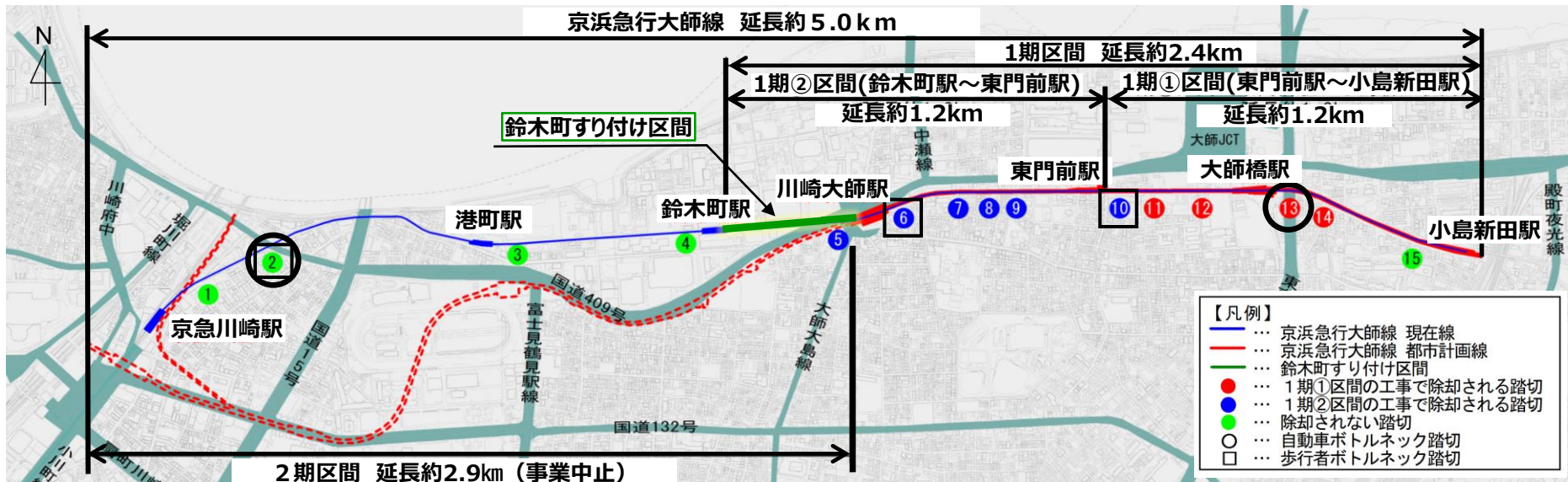
(1) 周辺の状況



※大師橋駅西側～小島新田駅間はR6に都市計画手続済み

(2) 事業概要

京浜急行大師線連続立体交差事業

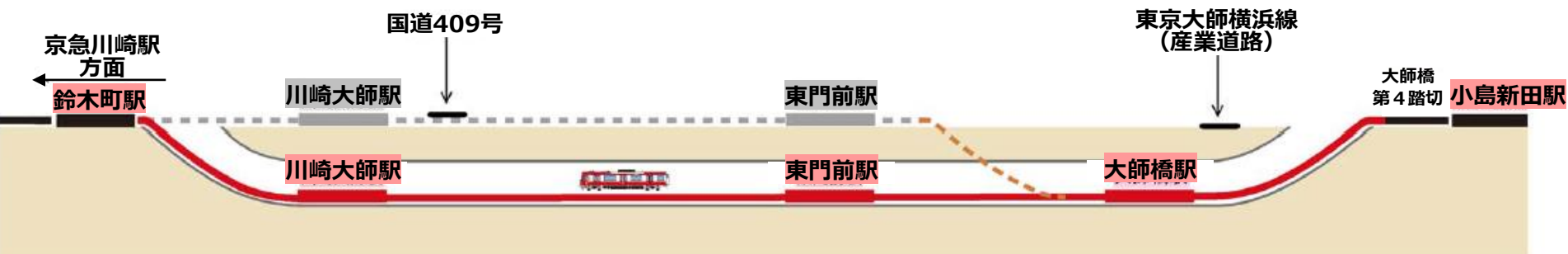


- ① 京急川崎(大) 第1踏切
- ② 京急川崎(大) 第2踏切
- ③ 港町第1踏切
- ④ 港町第3踏切
- ⑤ 鈴木町第1踏切
- ⑥ 川崎大師第1踏切
- ⑦ 川崎大師第2踏切
- ⑧ 川崎大師第3踏切
- ⑨ 川崎大師第4踏切
- ⑩ 東門前第1踏切
- ⑪ 東門前第2踏切
- ⑫ 東門前第3踏切
- ⑬ 産業道路第1踏切
- ⑭ 産業道路第2踏切
- ⑮ 大師橋第4踏切
(除却されない踏切)

踏切除却を目的とした連続立体交差事業を実施

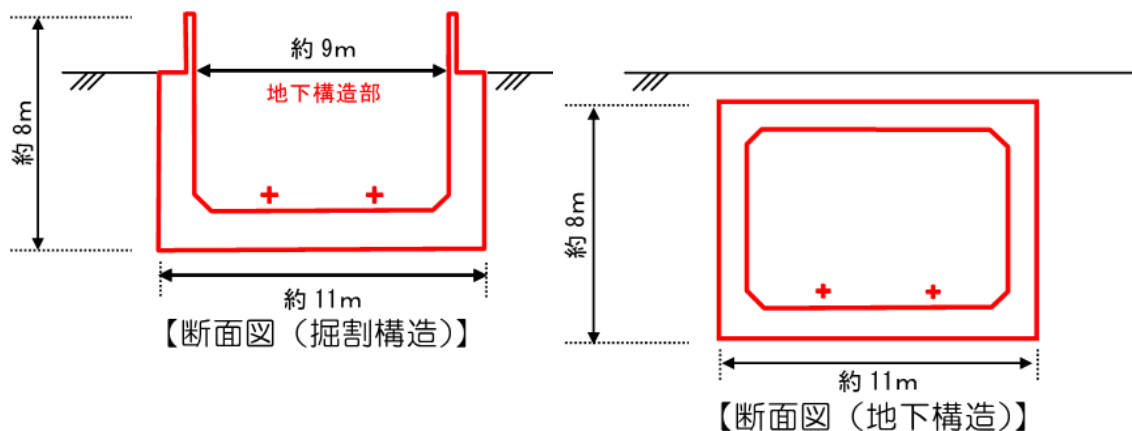
(2) 事業概要

縦断面図



凡例
—— 現線区間
- - - 現線区間(地下化前)
- - - 暫定すり付け区間
—— 地下化区間

断面図



参考写真：東門前駅～大師橋駅

+ : 列車走行位置

(3) これまでの経緯

年 月	内 容
平成5年6月	都市計画決定
平成6年3月	都市計画事業認可
平成29年11月	川崎市公共事業評価審査委員会の審議を踏まえた対応方針を公表 ・ 鈴木町駅～小島新田駅間(1期区間)「事業継続」 ・ 京急川崎駅～川崎大師駅間(2期区間)「中止」
平成31年2月	京急川崎駅～川崎大師駅間の中止に伴う今後の進め方を公表 ・ 鈴木町すり付けに向けた都市計画等の手続を行う ・ 京急川崎(大)第2踏切については、鉄道アンダー案を基本に検討を進める
平成31年3月	東門前駅～小島新田駅間(1期①区間)「地下運行開始」
令和7年1月	鈴木町駅～東門前駅間(1期②区間)の検討結果・今後の取組方針を公表 ・ 令和8年度の工事着手に向けて、必要な都市計画等の手続を進める
令和8年1月	「京浜急行大師線連続立体交差事業2期区間の踏切対策について」を公表

2 事業の取組状況

- (1) 対応方針**
- (2) 2期区間の踏切対策**
- (3) 今後のスケジュール**

(1) 対応方針

1 期区間及び 2 期区間に関する今後の取組・対応方針（平成29年11月公表）

審議結果を踏まえた今後の取組・対応方針について

建設緑政局

評価実施事業	①「連続立体交差事業 京浜急行大師線」【再評価】 ②社会資本総合整備計画「川崎市内における連続立体交差事業による交通渋滞の解消及び踏切事故の解消」【事後評価】
所管課	建設緑政局道路河川整備部道路整備課

審 議 結 果

- ①再評価の対応方針（案）については、評価結果及び事業をめぐる社会経済状況等を勘案し、妥当と判断
 - ②事後評価の内容については、透明性、客観性及び公正さが確保されており妥当と判断
- 【付帯意見】
- 市民から現在の事業進捗状況に関する意見や早期の工事完成要望等の意見が寄せられており、1 期区間（川崎大師駅～小島新田駅）の整備に当たっては、引き続きコスト削減を図りながら、効率的・効果的な手法による着実な事業の推進が必要である。
 - 費用便益分析の結果に加えて、川崎大師駅周辺のまちづくりへの貢献や、踏切除却による歩行者・自転車の通行の快適性・安全性の向上、バリアフリーの推進等の定性的な効果も重要であるため、その効果を市民に分かりやすく示していくことを望む。（主に①に関連）
 - 2 期区間（京急川崎駅～川崎大師駅）の事業を中止するにあたっては、沿線の住民に対して丁寧な説明に努めるとともに、交通量の多い京急川崎（大）第2踏切等に関する代替案の検討を着実に進めることを望む。（主に①に関連）
 - 掲げた目標が達成できていない産業道路の駅前広場の拡幅については、市民の期待も大きいことから、今後の事業進捗や効果発現の見込みに関して、計画期間終了後もしっかりと説明することを望む。（主に②に関連）

審議結果を踏まえた今後の取組・対応方針

- 【1 期区間】1 期区間は、引き続き、コスト削減に取り組みながら、小島新田駅～東門前駅間（1 期①区間）の早期完成に努めるとともに、東門前駅～川崎大師駅間（1 期②区間）については、鈴木町駅の東側手前で現在線に擦り付けることで事業を推進します。また、まちづくりへの貢献、歩行者・自転車の通行の快適性・安全性の向上、バリアフリーの推進等について、地域への丁寧な説明に努めてまいります。
- 【2 期区間】2 期区間は中止とし、現在の都市計画の変更を前提とした代替案の検討、地域への丁寧な説明、建築制限の緩和に向けた取組を推進します。
現計画を見直すことにより、残された4つの踏切に対して、別途対策が必要となることから、抜本的な対策、手法を基本に代替案の検討をします。
残された4つの踏切対策の検討を進める中で、課題等を踏まえ、本町踏切の代替案検討を先行して着手します。
検討にあたっては、費用便益比を勘案しながら、その他効率的、効果的な対策・手法を併せて検討します。

事業を取り巻く社会経済状況の変化や費用便益比の結果などを踏まえ、川崎市公共事業評価審査委員会の審議に基づき、1 期区間は「事業継続」、2 期区間は「中止」といたしました。

1 期区間

鈴木町駅の東側手前で現在線に擦り付けることで事業を推進する

2 期区間

現在の都市計画変更を前提として、残された4つの踏切に対して、代替案の検討をする

京浜急行大師線連続立体交差事業 2期区間の踏切対策について



平成29年11月

2期区間(京急川崎駅～川崎大師駅間)
の事業を「中止」することを公表

令和8年1月

2期区間の中止により残る4つの踏切
について、踏切対策の検討内容を公表

- 京浜急行大師線連続立体交差事業は、平成5年6月に都市計画決定、平成6年3月に都市計画事業認可を受け、事業に着手いたしました
- しかしながら、事業を取り巻く社会経済状況の変化や費用便益比の結果などを踏まえ、平成29年10月の川崎市公共事業評価審査委員会の審議を受け、1期区間(川崎大師駅～小島新田駅間)は「事業継続」、2期区間(京急川崎駅～川崎大師駅間)は「中止」といたしました
- 2期区間の「中止」により残る4つの踏切について、各踏切の利用状況や課題等を踏まえ、代替となる踏切対策の検討など取組を進めます

令和8年度 都市計画手続に着手

本資料に記載の踏切対策について、皆様にご意見をお伺いして、検討を進めたいと思っておりますので、アンケートにご協力いただけますようお願いいたします

期間 令和8年1月26日(月)～令和8年2月15日(日)

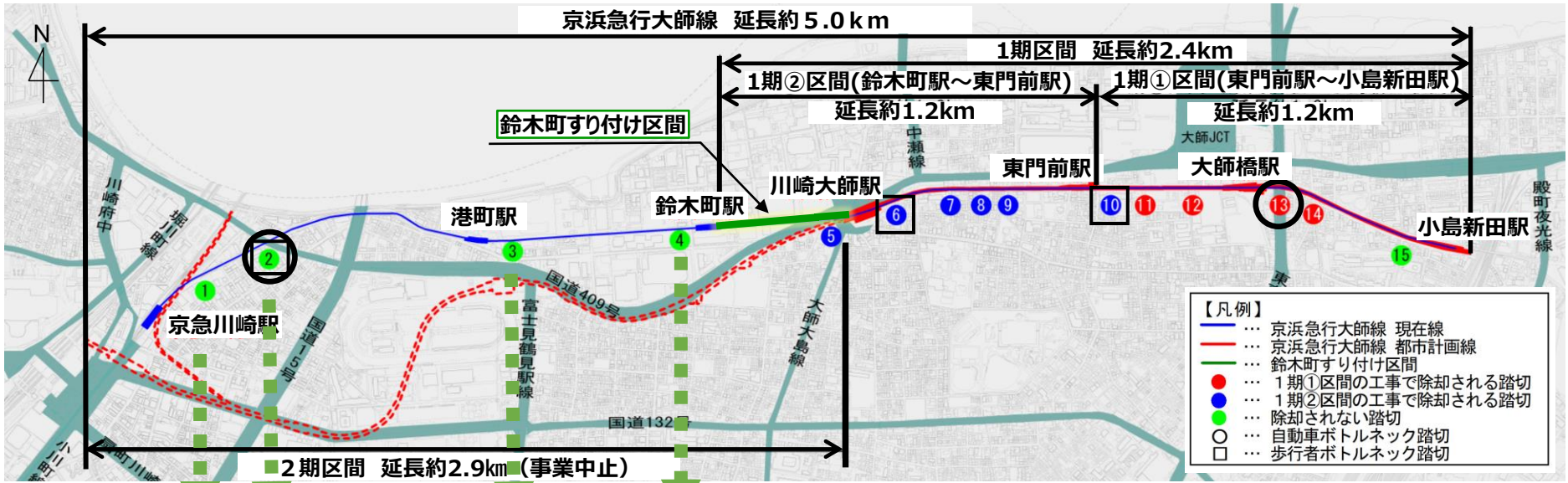
回答先 <https://forms.cloud.microsoft/r/wfTx9TyR3y?origin=QRCode>

▶2次元コード
からでも回答
できます



(2) 2期区間の踏切対策

2期区間の中止により残る4つの踏切



- ① 京急川崎 (大) 第1踏切
- ② 京急川崎 (大) 第2踏切
- ③ 港町第1踏切
- ④ 港町第3踏切

事業中止に伴い
残る4つの踏切

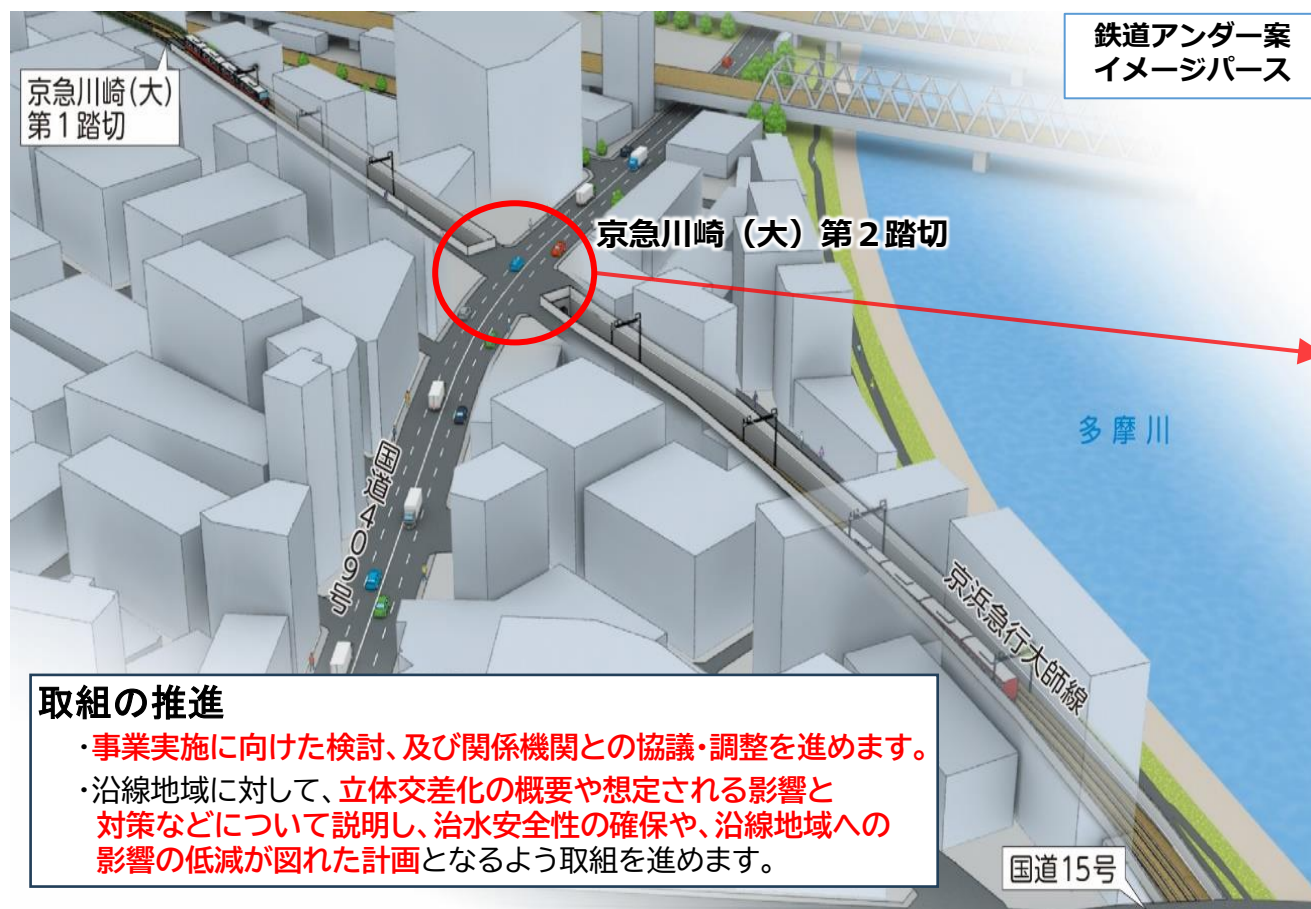
- ⑤ 鈴木町第1踏切
- ⑥ 川崎大師第1踏切
- ⑦ 川崎大師第2踏切
- ⑧ 川崎大師第3踏切
- ⑨ 川崎大師第4踏切
- ⑩ 東門前第1踏切
- ⑪ 東門前第2踏切
- ⑫ 東門前第3踏切
- ⑬ 産業道路第1踏切
- ⑭ 産業道路第2踏切
- ⑮ 大師橋第4踏切
(除却されない踏切)

← 除却予定の6つの踏切 → ← 除却した4つの踏切 →

(2) 2期区間の踏切対策

京急川崎（大）第2踏切の踏切対策

- 対策の必要性が高い京急川崎（大）第2踏切については、踏切部分の鉄道を地下化することで**国道409号と京浜急行大師線とを立体交差化する「鉄道アンダー案」**の検討を行っています。



取組の推進

- ・事業実施に向けた検討、及び関係機関との協議・調整を進めます。
- ・沿線地域に対して、立体交差化の概要や想定される影響と対策などについて説明し、治水安全性の確保や、沿線地域への影響の低減が図れた計画となるよう取組を進めます。

京急川崎（大）第1踏切・港町第1踏切・港町第3踏切の踏切対策

安全性向上のための取組（短・中期対策）

取組イメージ

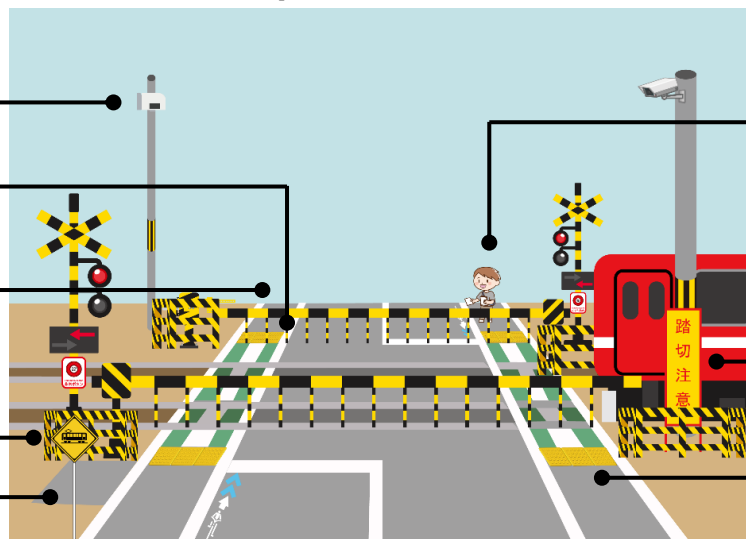
踏切保安設備の強化
(障害物検知装置等)

歩車分離

踏切拡幅、
道路線形改良

警戒標識（踏切あり）
の設置

踏切前後の滞留スペース
の確保



踏切安全啓発活動
の取組

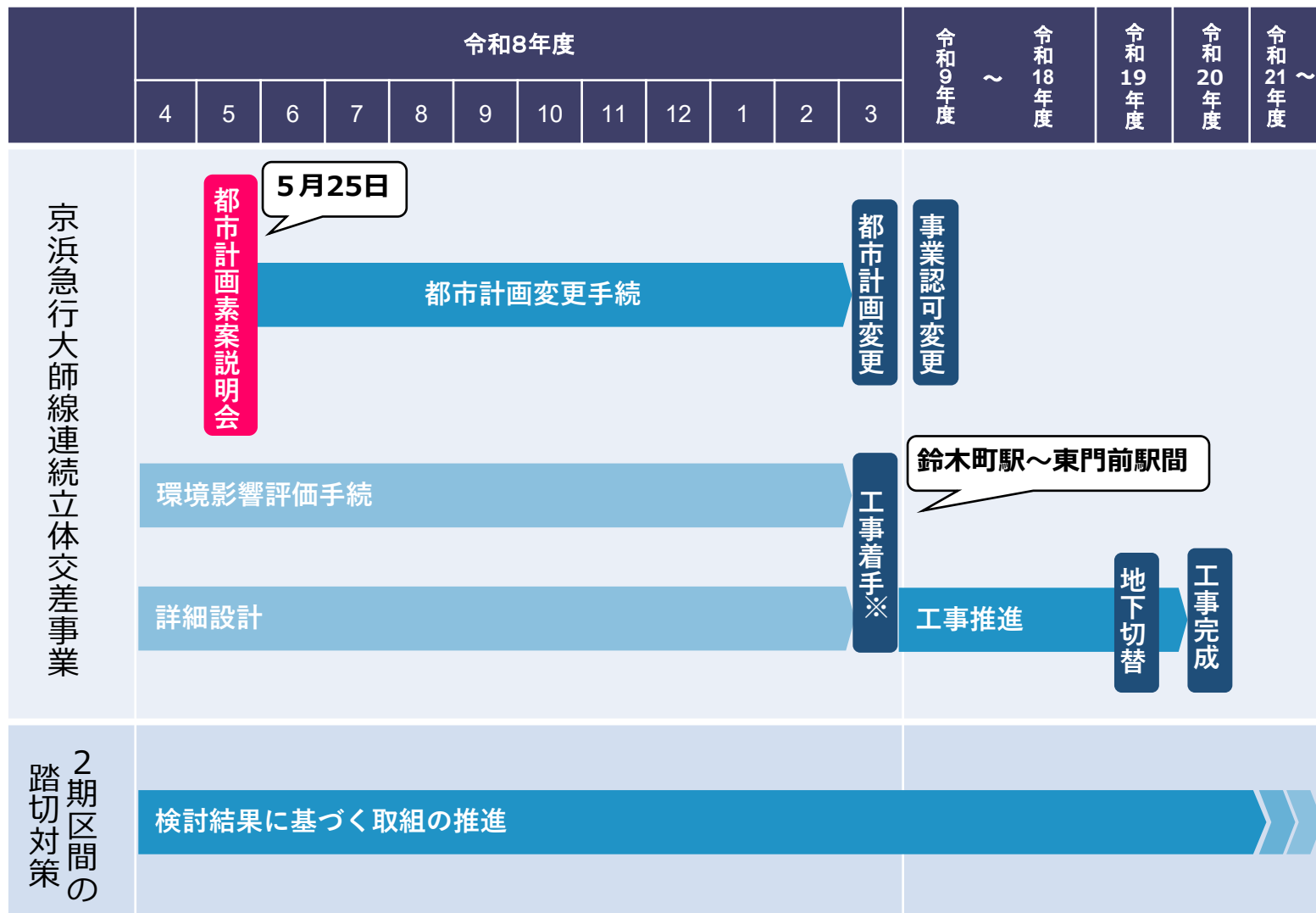
踏切注意喚起看板
の拡充

カラー舗装・
点字ブロックの敷設

取組の推進

各踏切について、**利用状況や地域の特性、利用されている方々及び鉄道事業者の意向等を踏まえながら有効な取組について、実施を検討します。**

(3) 今後のスケジュール



※事業認可変更前の工事は仮道関係工事です

3 都市計画素案

京浜急行大師線の変更

平成5年 京急川崎駅から小島新田駅間
(川崎区駅前本町から川崎区田町2丁目)
連続立体交差事業の都市計画決定

(理由)

計画区域内の踏切を除却することで交通渋滞の解消、都市の効率的な土地利用と市街地の一体的な整備を図るため、連続立体高架化の都市計画を決定した。

令和6年 大師橋駅付近から小島新田駅間
(川崎区大師河原2丁目から川崎区田町2丁目)
都市計画区域の変更

(理由)

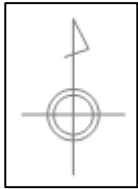
大師橋駅部において、防災機能向上を図るため、非常用電源設備の配置を地下から地上に変更するなど、駅施設の区域を変更するとともに、本線の区域について、耐震基準の変更等に伴い区域を変更した。

都市計画変更の理由

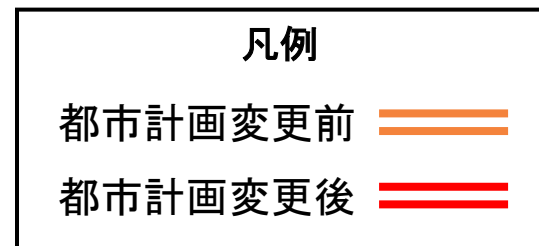
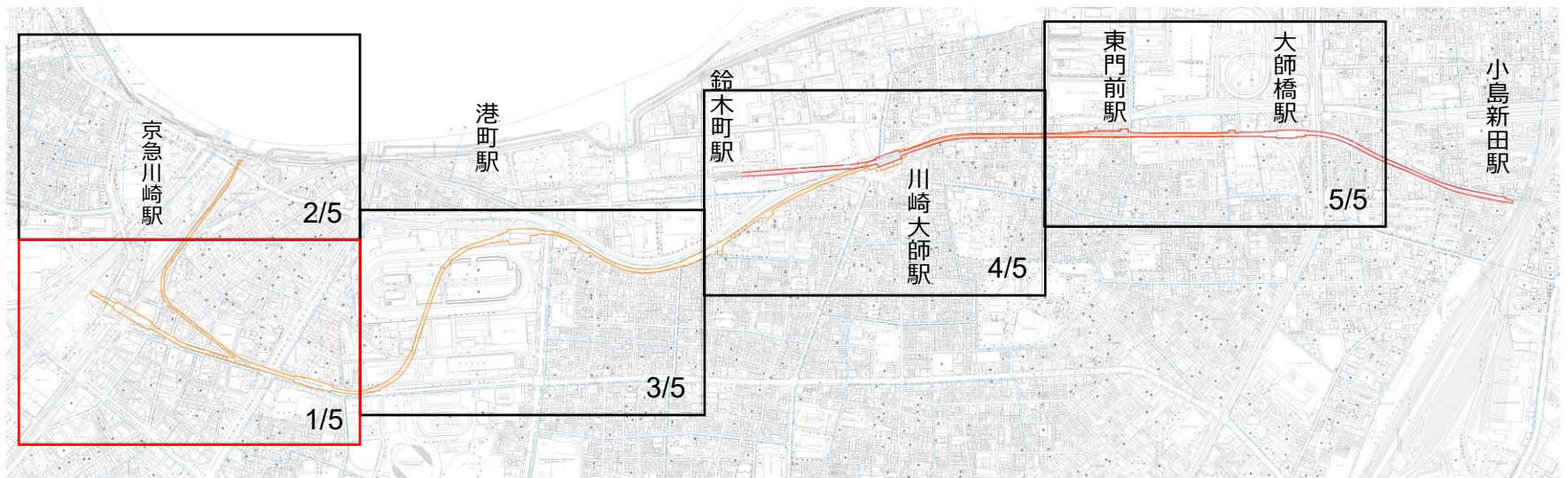
京浜急行大師線は、本市都心部と臨海部とを結び、公共交通機関として市民生活と産業活動を支えている路線であり、踏切除却を目的とした連続立体交差事業を実施するため、平成5年6月に都市高速鉄道として都市計画決定し、平成6年3月に事業認可を受けました。

都市計画決定から長期間が経過する中、社会経済状況など事業環境を取り巻く変化が生じたことから、平成29年10月に開催された川崎市公共事業評価審査委員会における審議を踏まえ、同年11月に京急川崎駅から川崎大師駅までの区間については事業を中止する方針を公表しました。

本案は、令和8年1月に「京浜急行大師線連続立体交差事業2期区間踏切対策について」を公表したことを踏まえ、起点、延長及び区域の変更を行うものです。



計画図(素案)箇所図

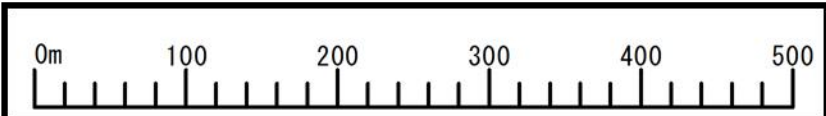


川崎都市計画都市高速鉄道の変更

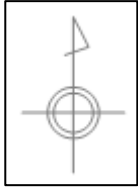
計画図（素案） 1 / 5



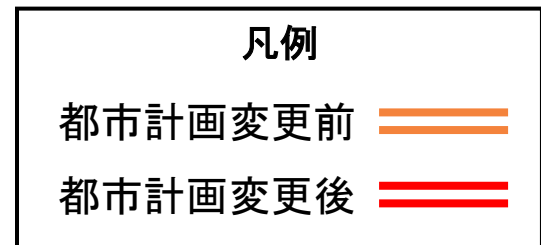
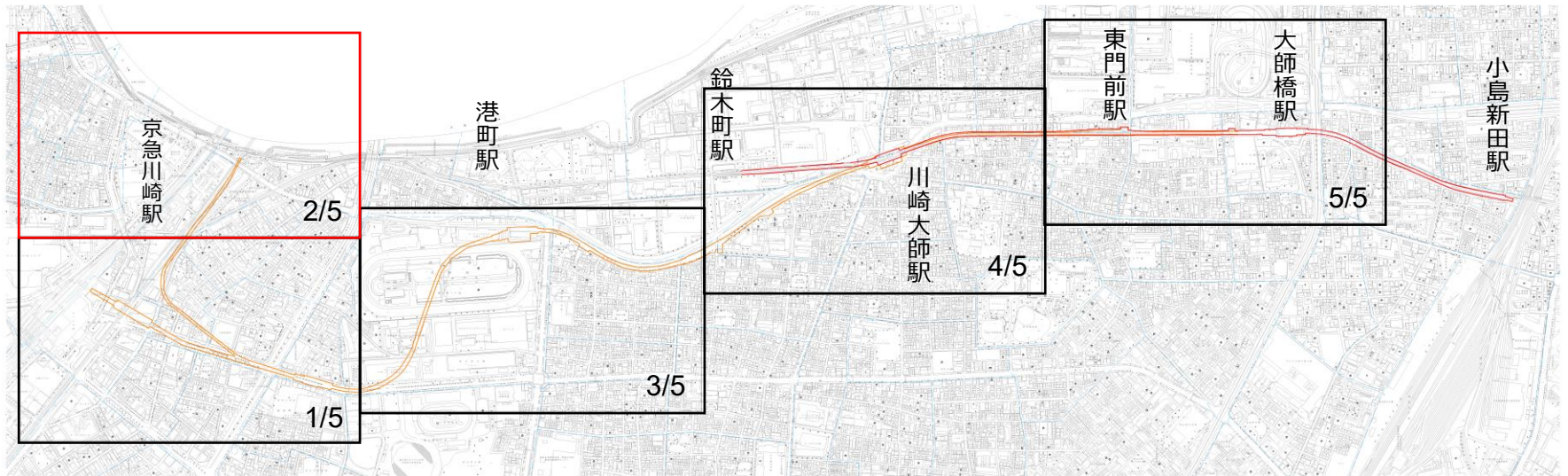
※青線は区界・町・丁目界を表しています



変更前
変更後



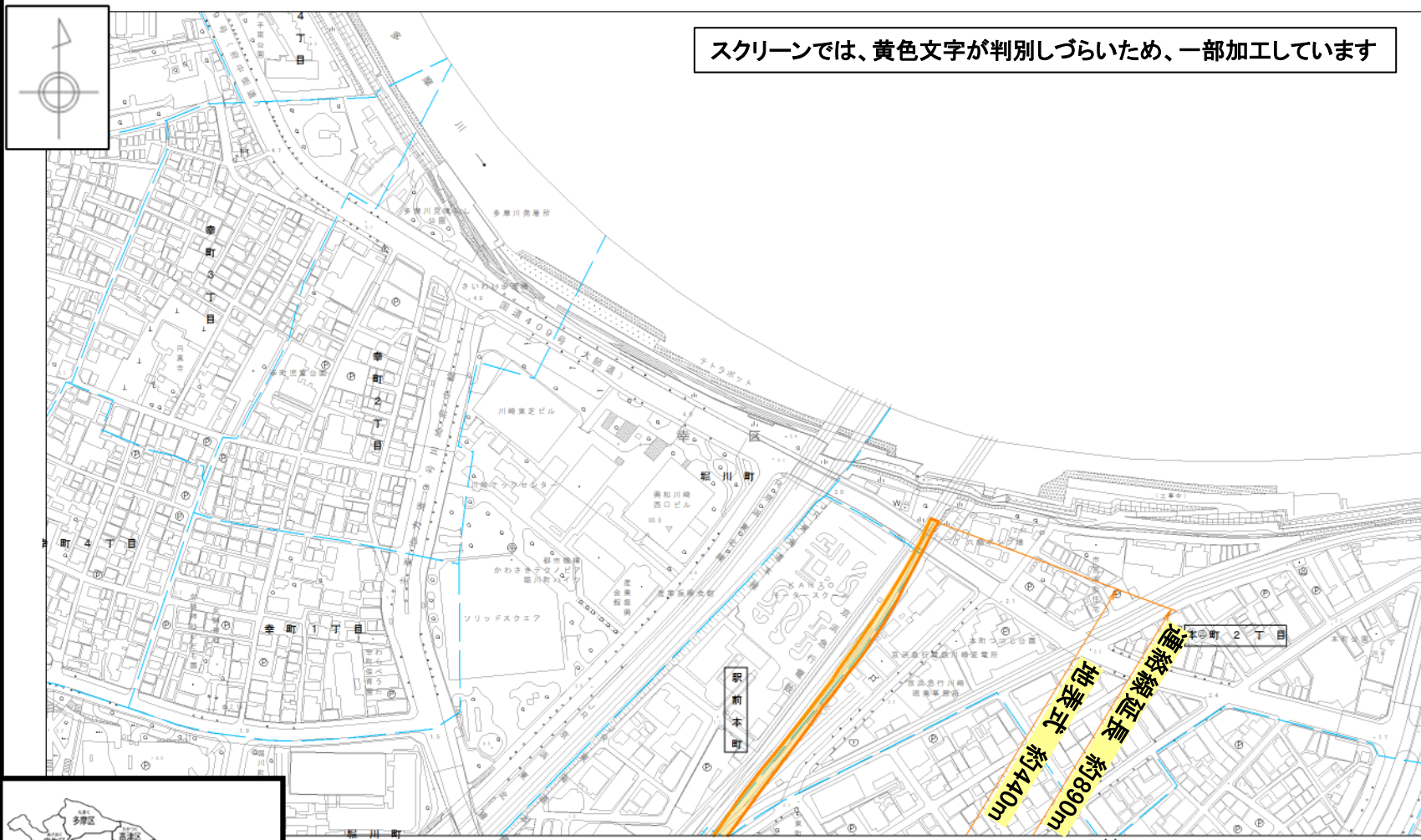
計画図(素案)箇所図



川崎都市計画都市高速鉄道の変更

計画図（素案） 2 / 5

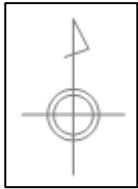
スクリーンでは、黄色文字が判別しづらいため、一部加工しています



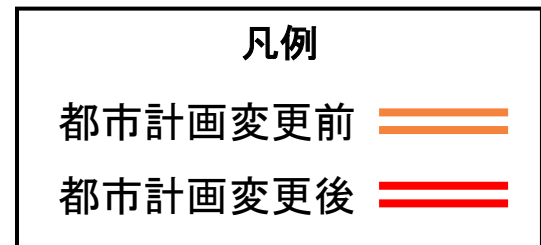
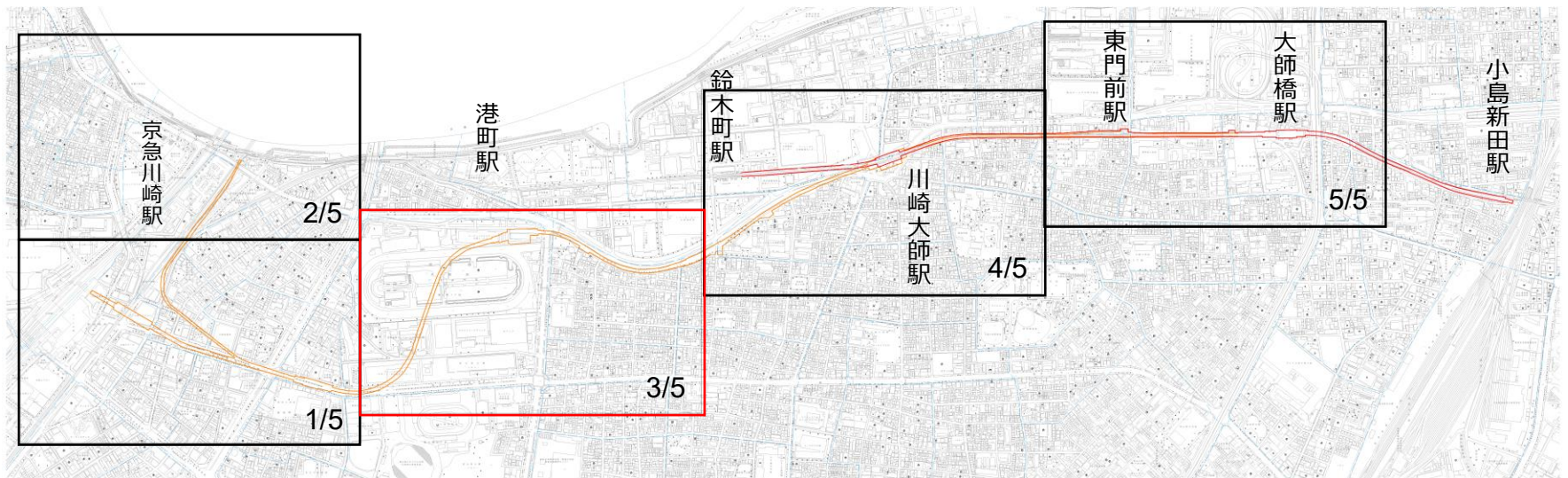
※青線は区界・町・丁目界を表しています



変更前
変更後



計画図(素案)箇所図



川崎都市計画都市高速鉄道の変更

計画図 (素案) 3 / 5

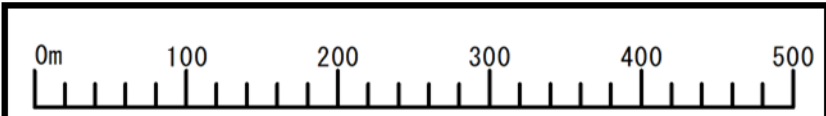


スクリーンでは、黄色文字が判別しづらいため、一部加工しています

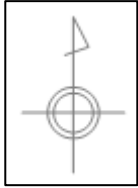
延長 約4,510m 地下式

川崎都市計画都市高速鉄道 京浜急行大師線 延長 約5,040m

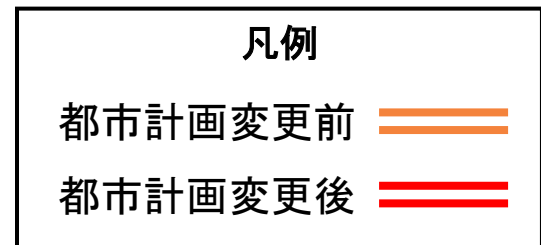
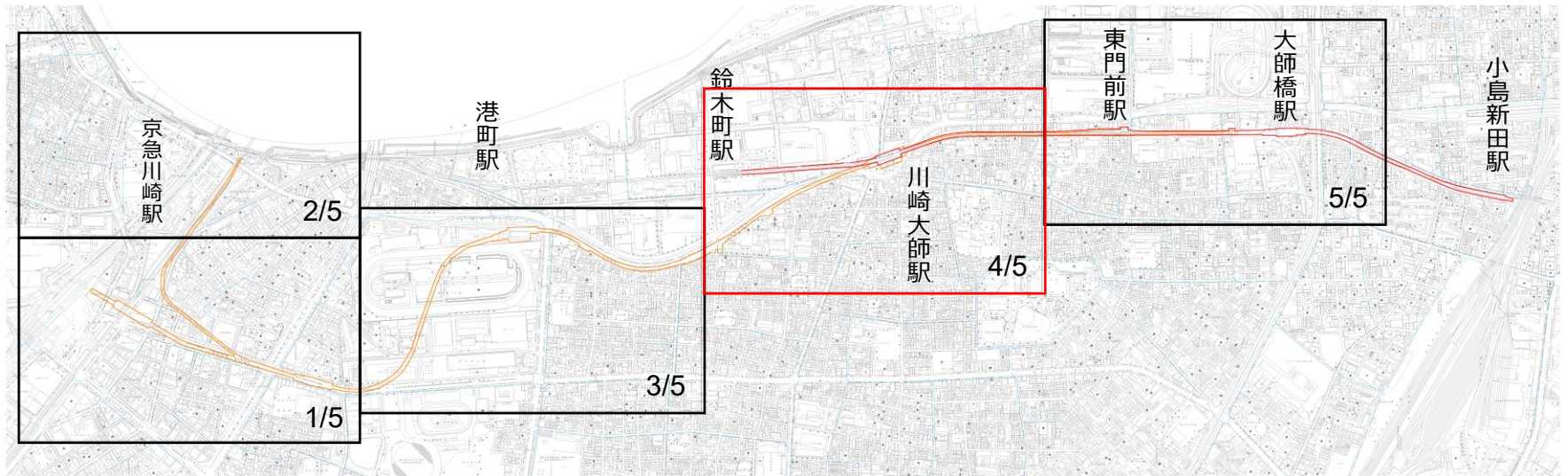
※青線は町・丁目界を表しています



変更前 
変更後 



計画図(素案)箇所図

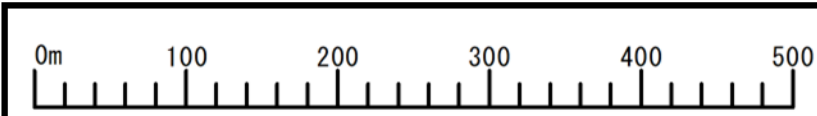


川崎都市計画都市高速鉄道の変更

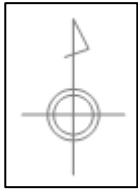
計画図（素案） 4 / 5



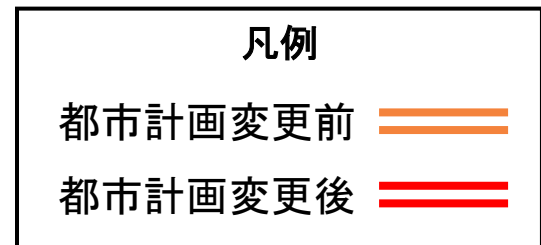
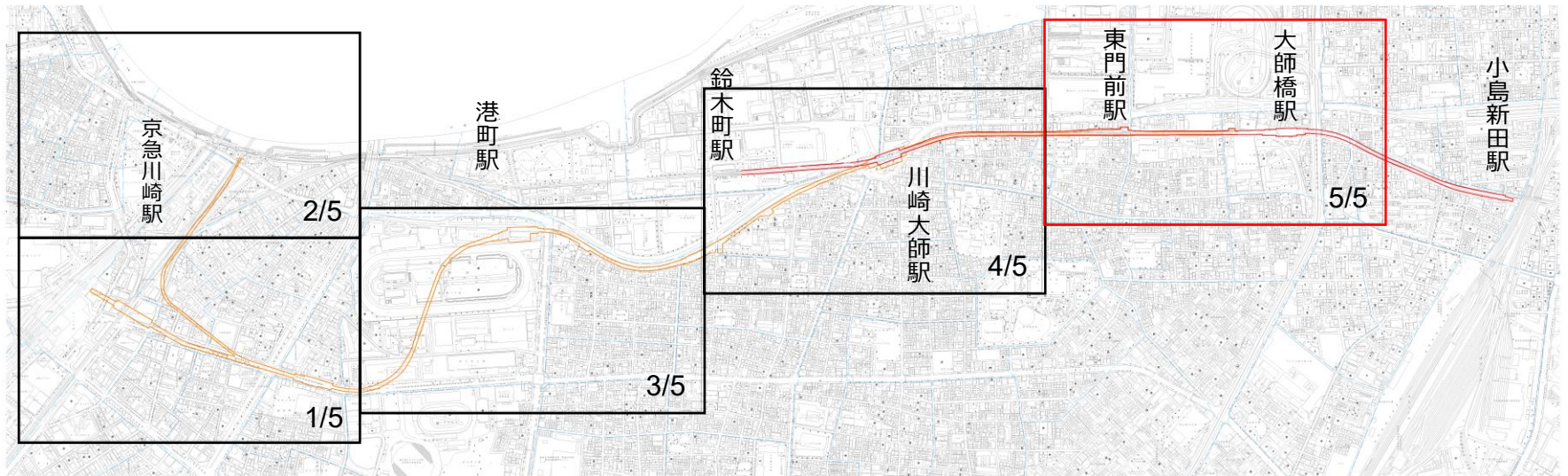
スクリーンでは、黄色文字が判別しづらいため、一部加工しています



変更前
変更後

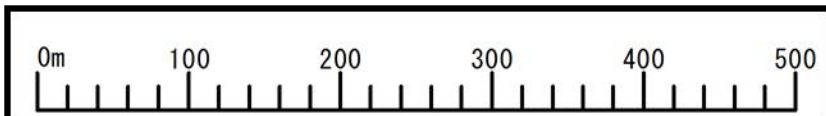


計画図(素案)箇所図



川崎都市計画都市高速鉄道の変更

計画図 (素案) 5 / 5



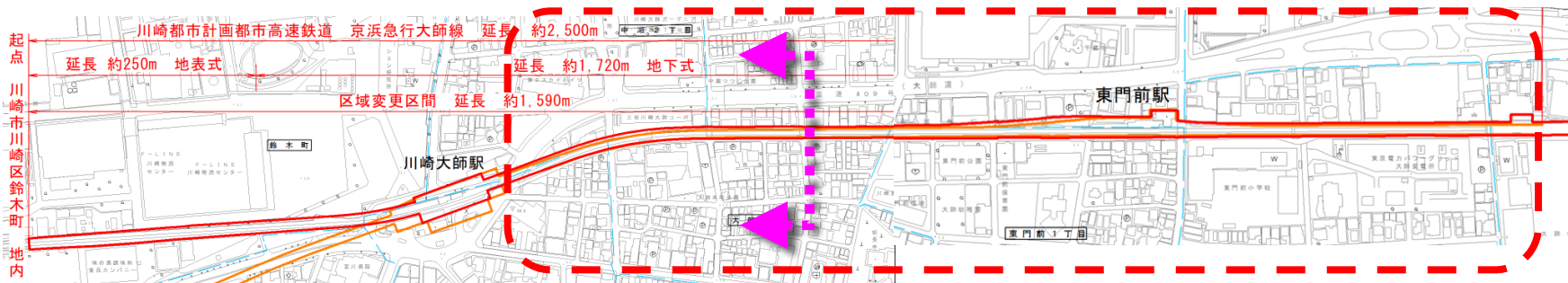
変更前 
変更後 

京浜急行大師線の変更

川崎都市計画都市高速鉄道の変更

計画図 (素案) 抜粋

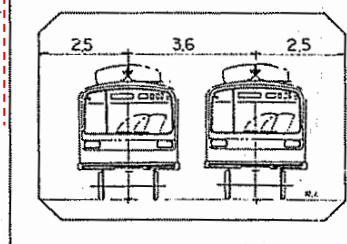
区域変更



横断面図

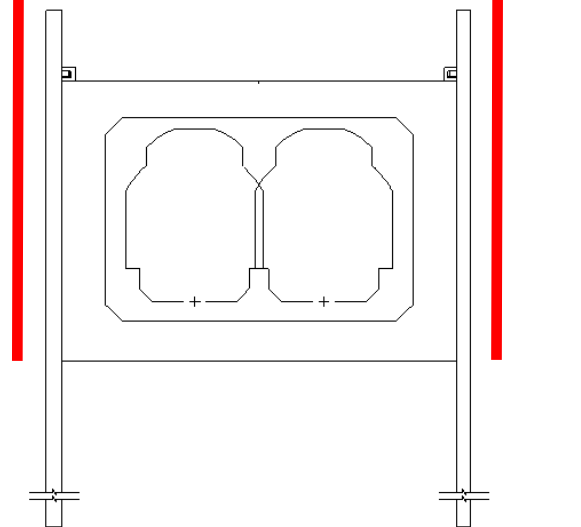
変更前

約10m



変更後

約12m



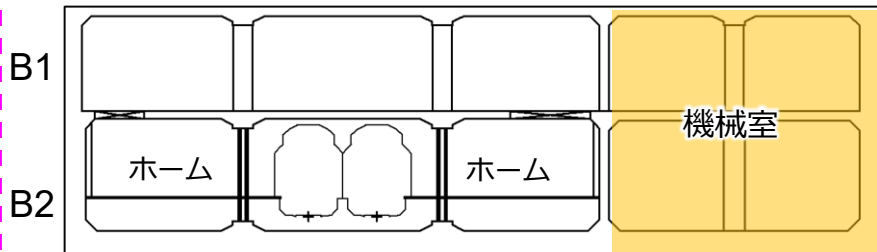
耐震基準の変更に伴う
幅員変更等による**区域変更**

計画図（素案）抜粋

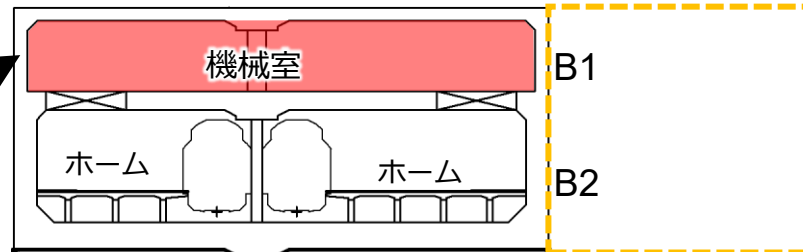


川崎大師駅 横断面図

変更前



変更後



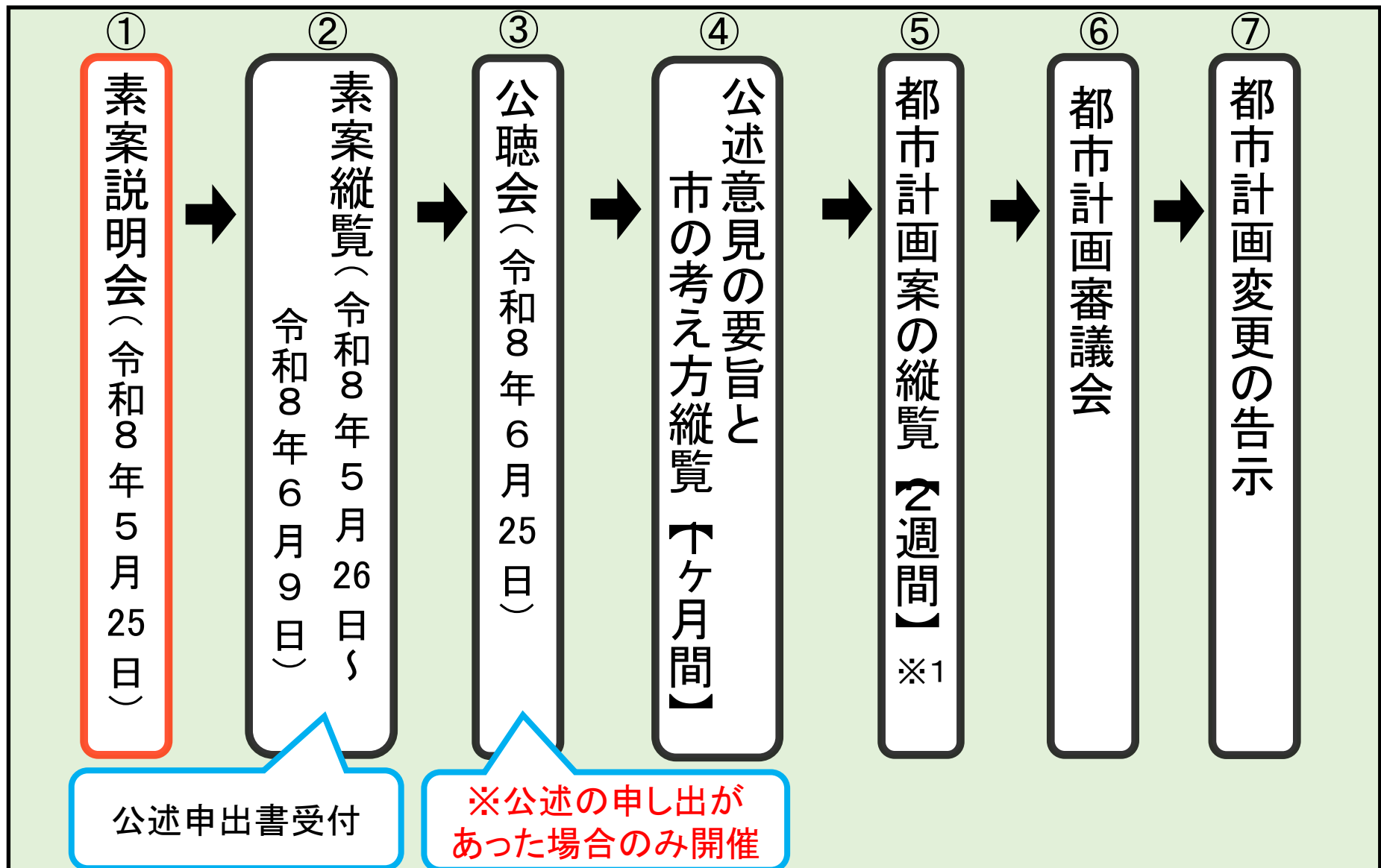
※機械室はB1の一部

機械設備の配置変更等による区域変更

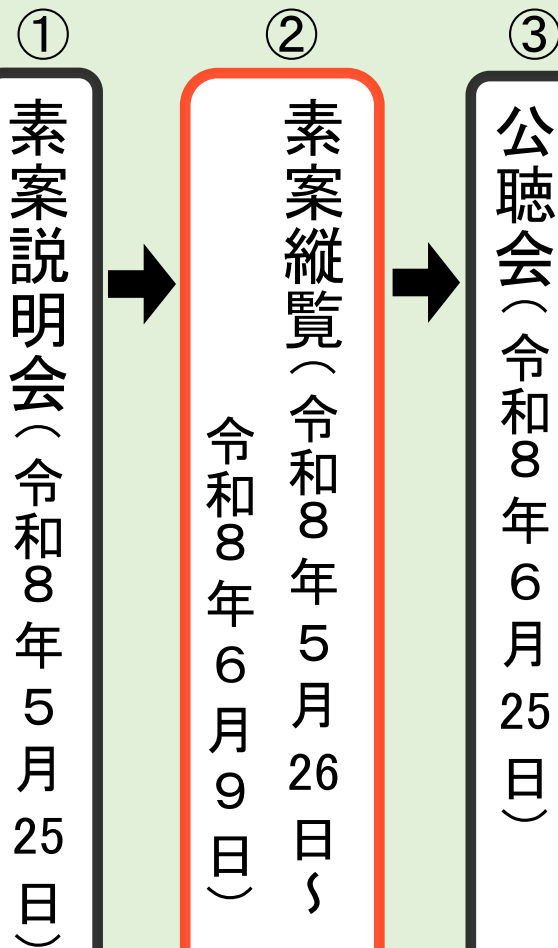
4 今後の都市計画手続

今後の都市計画手続(全体の流れ)

川崎都市計画都市高速鉄道の変更



※1 川崎市民及び利害関係人の方が、本案件に関する事項の都市計画の案に対して、意見書を提出できます。



縦覧期間

令和8年5月26日(火)～
令和8年6月9日(火)

縦覧場所

- まちづくり局計画部都市計画課
 - 川崎区役所
 - 大師支所仮庁舎
- 〔受付時間〕
平日 午前8時30分～午後5時
-
- 川崎図書館
- 〔受付時間〕
平日 午前9時30分～午後7時
土日・祝日 午前9時30分～午後5時

縦覧期間中、「都市計画素案」を市ホームページに掲載します。

川崎市HP > 都市計画 手続き中 で検索 > 『現在手続き中の都市計画案件』



今後の都市計画手続(公述の申し出) 川崎都市計画都市高速鉄道の変更

素案説明会(令和8年5月25日)

② 素案縦覧(令和8年5月26日～令和8年6月9日)

③ 公聴会(令和8年6月25日)

公述申し出ができるのは、川崎市民又は利害関係人の方

申出期間

令和8年5月26日(火)～
令和8年6月9日(火)

申出方法

○書面での提出

- ・ 公述申出書を都市計画課へ郵送又は持参
- ・ 公述申出書の書式は自由
(氏名、住所、意見の要旨を記載)
- ・ 参考書式は縦覧場所又は本市ホームページで

○電子申請

- ・ 本市ホームページから申請

①

素案説明会(令和8年5月25日)



②

素案縦覧(令和8年5月26日)
令和8年6月9日)



③

公聴会(令和8年6月25日)

公聴会

日時：

令和8年6月25日(木)
午後7時～

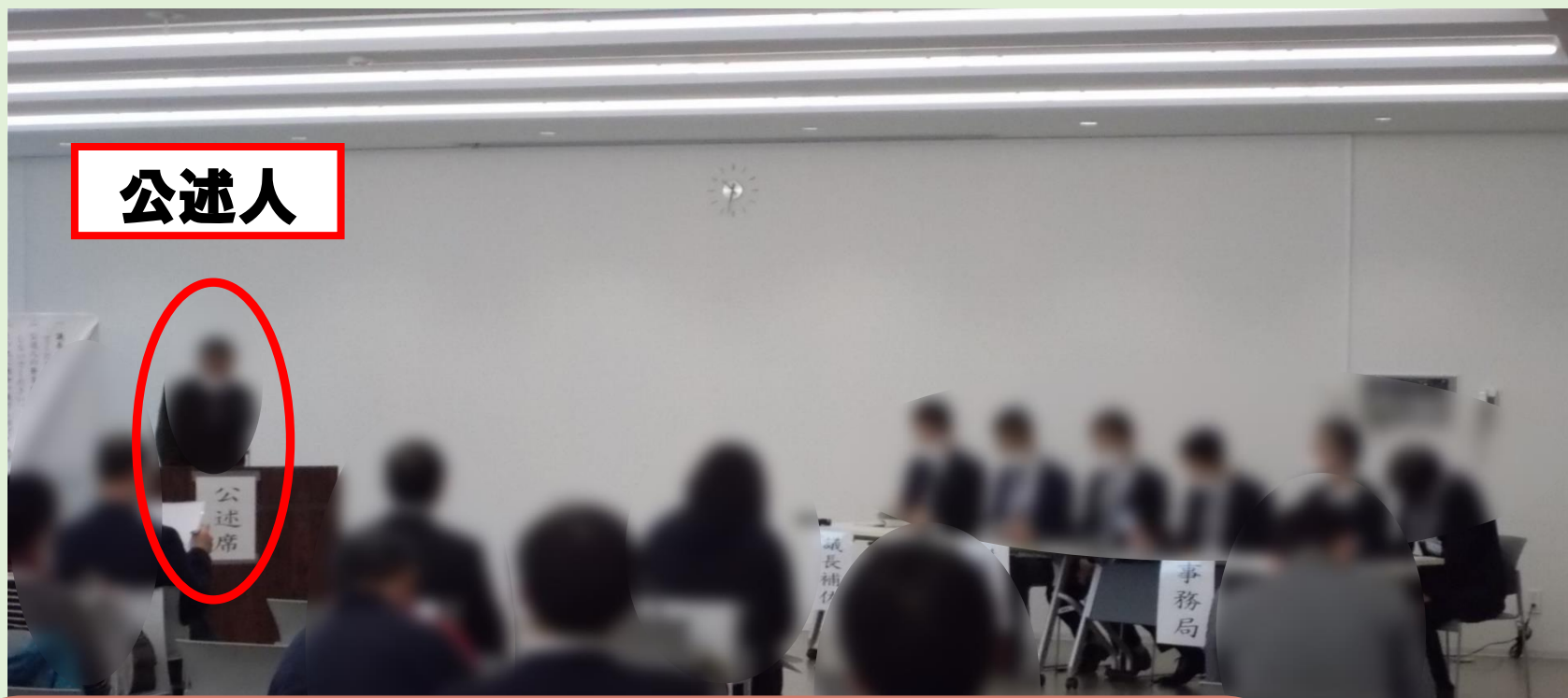
場所：

川崎市役所本庁舎1階
101・102会議室

- ・ 申出多数の場合抽選(定員10名)
- ・ 公述はおひとり15分以内
- ・ 開催しない場合は6月18日(木)頃までに本市ホームページ及び縦覧場所に掲示

公述の申し出があった場合のみ開催

公述人



**公述の申出をされた方は都市計画素案に対する
ご意見を述べることができます。**

※傍聴もできます

表面

裏面

都市計画素案説明会等のお知らせ

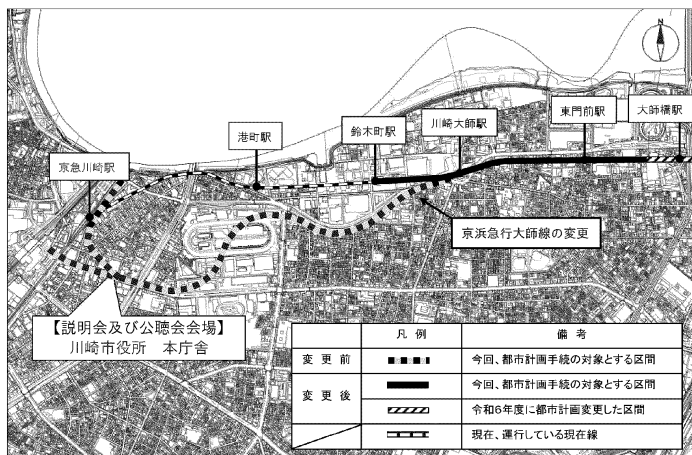
川崎都市計画都市高速鉄道の変更（京浜急行大師線） 川崎市

京浜急行大師線について、令和8年1月に「京浜急行大師線連続立体交差事業2期区間踏切対策について」を公表したことを踏まえ、京急川崎駅から川崎大師駅までの区間について、鈴木町駅の東側で現在線にすり付ける等の都市計画の変更手続を開始することとなりました。

つきましては、変更内容の素案をご説明する会を開催いたしますので、お知らせいたします。

■変更の概要について

【予定案件】 川崎都市計画都市高速鉄道の変更



■素案説明会の開催について

- 日時：令和8年5月25日（月）午後7時から8時30分まで（開場：午後6時30分）
- 場所：川崎市役所本庁舎2階ホール（川崎市川崎区宮本町1番地）

※先着100名を定員といたします。

※駐車場（本庁舎（有料））は数に限りがございますので、公共交通機関を御利用ください。

■素案の縦覧及び公聴会について

都市計画素案について、次の期間で縦覧を行います。市民の皆さまの御意見をお聴きするため公聴会を開催いたしますので、都市計画素案について公聴会で御意見を述べたい方は、素案の縦覧期間中にお申し出ください。

（1）素案の縦覧について

●期間 令和8年5月26日（火）から令和8年6月9日（火）まで

●場所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（市役所本庁舎19階）、川崎区役所、大師支所仮庁舎、川崎図書館

※市ホームページでも図書の閲覧ができます。

※都市計画課、川崎区役所、大師支所は、平日の午前8時30分から午後5時まで。

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土曜日・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

（2）公述の申出について

素案の縦覧期間中に、都市計画課まで「公述申出書」を持参又は郵送していただくか、市ホームページから提出してください。川崎市民及び利害関係の方が公述の申出を行うことができます。

※「公述申出書」は、市ホームページに申請フォームがあります。持参、郵送の場合は公述申出書を素案説明会で配布しますので御利用ください。なお、縦覧場所でも入手できます。

※郵送の場合は申出期間最終日（令和8年6月9日（火））の消印まで有効です。

※公述の申出が多数の場合、公述人を抽選で選定します。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。

※公述時間は1人15分以内です（公述人が多数の場合は変更あり）。

（3）公聴会の開催について

●日時 令和8年6月25日（木）午後7時

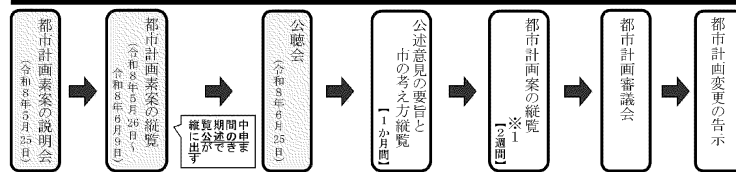
●場所 川崎市役所本庁舎1階101・102会議室（川崎市川崎区宮本町1番地）

※公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。

※公聴会を開催しない場合は、令和8年6月18日（木）頃までに、市ホームページ、都市計画課、川崎区役所、大師支所仮庁舎、川崎図書館に掲示し、お知らせいたします。

※傍聴を希望される方は、直接会場にお越しください（申込不要）。お車での御来場は御遠慮ください。

■今後の手続の流れ



※1 川崎市民及び利害関係の方が、都市計画の案に対して、意見書を提出できます。

※2 各手続について、下記メルマガジンの案内が配信される予定となります。

【お問合せ先】

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 電話 044-200-2033

【都市計画案件HP】

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-13-8-1-0-0-0-0-0.html>

手続のお知らせ（都市計画原案・案の縦覧時期等）は、メルマガジンでの御案内もいたしますので、配信を希望される方は御登録をお願いいたします。

【メルマガ登録】

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000119911.html>

都市計画案件HP



メルマガ登録





KAWASAKI CITY